

(6) アフォーダビリティの確認

① 考え方

- ・ アフォーダビリティ（後年度財政負担能力）の検討は、本来、当該事業を実施する必要があるか否かの検討を行う際に実施すべきものである。
- ・ これらの検討を経たものについてはじめて、どのような事業手法を選定するかという検討を行うべきであり、PFIの導入可能性調査はこの段階で行われるべきである。
- ・ しかしながら、PFI事業として行う際にアフォーダビリティの観点から再検討することは必要である。
- ・ 導入可能性調査時においてPSCやPFI-LCCの算定を行う際に、将来にわたる公共負担額を算定し、その額が発注者のアフォーダビリティの範囲内か否かについてチェックを行い、PFI-LCCがアフォーダビリティの範囲内である場合に、事業実施の決定を行う必要がある。

② 留意点

- ・ アフォーダビリティの確認の結果を踏まえ、要求水準書の内容の見直しを行う必要があるが、あわせて事業規模の妥当性や、将来にわたってその規模での事業が必要であるのかについても再度検討する必要がある。将来、財政破綻が生じるような事態が生じた場合、PFI事業の推進手続きが妥当であったかどうか、PFI事業を担当した部局にも説明責任等が求められる可能性があることに留意する必要がある。
- ・ アフォーダビリティは、一度確認すればよいものではなく、要求水準書の内容の具体化や詳細化、変更あるいは発注者の財政状況の変化に応じて都度確認を行う必要がある。

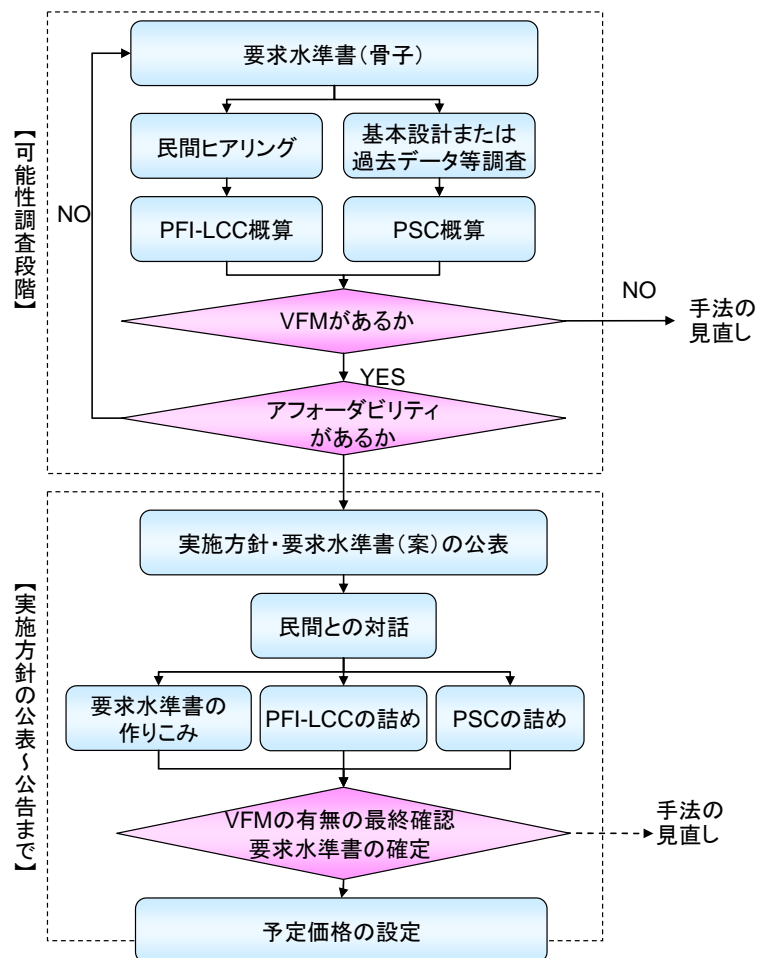
(7) 価格と連動した要求水準書の検討

① 課題

- ・ 予定価格を算定した時期には要求水準の内容が固まっていないため、その後に検討された要求水準が予定価格に見合わないものになることがある。
- ・ 特に、発注者が、要求項目の逸脱を避けようとするあまりに、要求水準書に過剰な仕様を書き込み、予定価格にそぐわない内容となる場合がある。

② 考え方

- ・ PSC、PFI-LCC は導入可能性調査段階で算定され、これに基づいて予定価格が算定されることが一般的である。この段階までにはできるだけ要求水準書の重要部分を詰めることによって、予定価格が要求水準の内容から乖離しないように努めるべきである。
- ・ 要求水準書は、プロセスが進むごとに具体化、詳細化される。これにあわせて、予定価格が要求水準書と不均衡になっていないかをその都度確認する必要がある。実施方針公表後の官民の間での対話、質問回答の結果に基づいて要求水準の内容が修正された場合も、予定価格との不均衡が生じていないか確認することが必要である。
- ・ なお、PSC の算出については、要求水準を満たす公共案として基本設計を実施し、算出する方法が考えられるが、費用やスケジュールの観点から全ての事業で適用可能な方法とはいえない。「VFMに関するガイドラインの一部改定及びその解説」において、「(設計費、建設費、維持管理費については) 従来方式で実施する場合の設計費、建設費、維持管理・運営費と同様であり、管理者等が必要な調査を実施した結果により、また、過去の実績、経験等に基づく等の方法により算出されることが望ましい。ただし、過去の実績等を用いる場合は、対象事業を現時点で実施した場合に想定される費用とする点に留意する必要がある」とされており、必ずしも設計が必要なのではなく、各種データから合理的に算定することも有効である。
- ・ 導入可能性調査及び実施方針公表後のコスト検討の流れを整理すると次頁の通りである。



③留意点

- 国が発注する PFI 事業では、予算決算及び会計令の規定に配慮して、予定価格が開示されていないことから、民間事業者が価格情報を知ることができない。一方、地方公共団体が発注する PFI 事業では 2 / 3 以上で予定価格（公募プロポーザルの場合は参考価格や予算）が提示されている。国においても、現行法令に反しない限りにおいて、上限拘束性のない参考価格を提示する、または、「予定価格」の算定根拠を示すことを検討すべきである。

2-2. 達成すべき基準の明確化

(1) 要求水準書に対応したモニタリング指標の設定及びモニタリング基本計画書の作成

① 課題

- ・ 要求水準書に示されたアウトプット仕様を基準に、実際に提供されるサービスについて、その達成度が確認される必要がある（モニタリング）。
- ・ しかしながら、要求水準書に対して適切なモニタリング項目が必ずしも設定されていないこと、さらにはモニタリングを実効的に行うプロセスについての認識が不十分であること等により、モニタリングが有効に機能していない可能性がある。

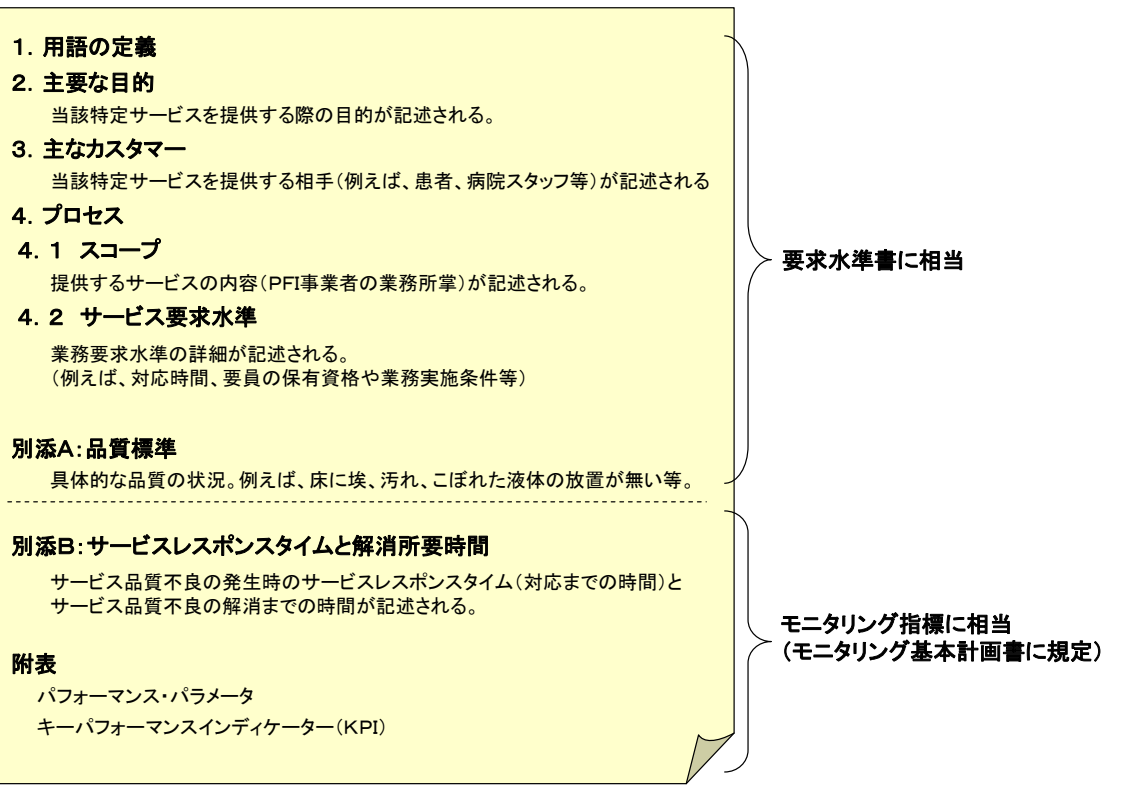
② 考え方

- ・ 要求水準書で提示したアウトプット仕様に対して、それらの達成状況を計測するためのモニタリング指標を予め検討し、要求水準書と一体的に作成することが必要である。
- ・ モニタリング指標の設定方法は事業の性格により異なる。
 - 病院事業のように多くの業務で構成されている事業では、少数の指標でモニタリングをすることは困難であるため、個別の業務に対するアウトプット仕様を踏まえ、モニタリング指標の検討を行うことが必要となる。これに加えて、2-1(1)にあるような、ユーザーの満足度等のデータをモニタリング指標として活用することも考えられる。
 - 廃棄物処理事業のように、施設の運営全般が委託されている事業では、施設のユーザーは民間事業者ということになり、比較的少数の基準等で施設のパフォーマンスを規定することが可能である。
 - 施設整備を中心とした事業については、運営の比重が低く、施設の維持管理が中心となるが、こうした事業では、現状ではどの程度モニタリングを行う必要があるかについて共通認識はない。したがってどの程度のモニタリングが必要かについて公共が指針を示さず民間事業者の提案に任せただけの場合、業者によって内容の差が大きくなってしまい、必要なモニタリングがなされない可能性があることから望ましくない。
- ・ 以上をまとめると、要求水準書の提示とあわせて、アウトプット仕様ごとに、達成状況を見るためのモニタリング指標と、計測の方法、計測の頻度について可能な限り発注者が枠組みを示すことが必要となる。これらを「モニタリング基本計画書」として取りまとめ、公募書類の一つとして提示することが必要である。
- ・ ただし、民間事業者の提案により影響を受ける部分があることを踏まえると、モニタリング基本計画を公募の段階で細部まで詰めて提示することは困難であることが多い。しかし、モニタリング指標ごとに、計測の具体的な方法や計測の頻度を公募時にあわせて示すことで、民間事業者がモニタリングにかかる費用を見積ることが出来るようにすることが必要である。

(参考：英国保健省の例)

- 英国保健省は、病院PFIについて書類の標準化を進めており、その中に標準サービスレベル仕様書 (Standard Service Level Specification) がある。これは、包括的な要求事項を記述した「サービス全般仕様書 (General Service Specification)」と個別サービスを対象とした「特定サービス仕様書 (Service Specific Specification)」により構成されており、これがアウトプット仕様を規定している。
- 業務ごとにアウトプット仕様を定めている「特定サービス仕様書」は以下のような項目で構成され、アウトプット仕様の達成状況を測定するための「パフォーマンス・パラメータ」があわせて整理され、公募段階で民間事業者に提示されている (キー・パフォーマンス・インディケーターについては (3) 参照)。

英国病院PFI事業における特定サービス仕様書の構成 (建物サービスの例)



③留意点

- モニタリング指標は、できるだけ客観的に示すことで、サービスの履行状況について官民の齟齬が生じないようにする必要がある。
- モニタリング指標は、出来る限りアウトプットで定めることが望ましい。ただし、維持管理業務や運營業務において、品質管理のプロセス等を合意した場合は、当該プロセスの遵守状況等をモニタリング指標として設定することも考えられる。
- モニタリングは費用負担や人的負担を伴うものであるため、その効果と負担を考慮